

# 平成29年度第3回箕面市個人情報保護制度運営審議会 議事録

日時：平成29年12月26日（火）

午前9時30分～11時40分

場所：別館6階 第3会議室

## 日程第1 諮問事項について

(1)生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき保護している者の留置施設等収容情報通知制度について

【担当:健康福祉部 生活援護室】

### 【概要】

生活保護法に基づき、箕面市が保護している者（以下「被保護者」という。）が逮捕後に勾留された場合、生活保護法による保護と刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律等に定める処遇の二重の保護（支給）を防ぐため、本人以外から個人情報を収集しようとするもの。

### 【質疑応答】

委：複数人で生活保護を受けながら居住している場合、そのうちの1人が勾留されれば、その他の者の生活保護費の支給はどうなるのか。

市：生活保護が必要かどうかは世帯ごとで決定するため、被保護者の分を除いて支給する。

委：生活保護費を停止する根拠はあるのか。また、複数人の世帯の場合、支給額はどう変わるのか。

市：生活保護法では、その他の法律で定める扶助は、生活保護法による保護に優先すると規定されている。被保護者が勾留されている間は、刑事行政の中で被保護者の生活が保障されているため、生活保護法第26条に基づいて停止を行う。

例えば3人世帯で1人が勾留された場合、単純に支給額が3分の2になるのではなく、年齢・家族構成に基づいて再計算される。

委：電話で情報をやりとりする際に、電話の相手が大阪府警であることはどのように確認するのか。

市：電話で情報をやりとりする担当者は大阪府及び箕面市とも事前に決め、相互に通知している。

委：資料中「逮捕・勾留等通知一覧表」に記載する情報の受理日はそれぞれ異

なるが、どのように保存、廃棄するのか。

市：平成 29 年度の書類は年度末に締め、そこから 1 年間保存することになっている。年度始めに受けた情報は 2 年近く保存することになる。

また、被保護者ごとに「逮捕・勾留等連絡票」を作成するが、それらは個々のケース記録に綴り、それぞれ生活保護費の停止後、5 年間保存する。

保存期間満了時は、焼却処分する。

委：資料中「生活保護法による被保護者の勾留時における通知に関する協定書（案）」（以下「協定書」という。）に、「通知することによる捜査への支障のない場合に」と記載があるが、「支障」とはどのようなことを指しているのか。

市：大阪府警が想定することであるため、箕面市では把握していない。

委：例えば夫から DV を受け、逃げている妻が勾留された場合、夫に妻の居場所が分かってしまうのではないか。

市：妻が逃げて別々に暮らしているケースでは、そもそも世帯が別であるため、勾留された情報を夫に伝える必要はないと考える。

委：すでにこの取組みを始めている市町村はあるか。

市：大阪市・東大阪市・堺市は昨年に協定を結んでいる。

委：協定を結んでいない市ではどうなるのか。

市：市には生活保護を受けている者が勾留されたという情報はなかなか来ないと想定される。

委：資料中「〇〇市における留置施設等収容情報通知制度の運用に関する取扱要領（案）」（以下「取扱要領」という。）には「伝達に要したデータ」と記載があるが、情報の管理は一覧表だけでなく、データでも行うのか。

市：紙のみで行う。取扱要領は大阪府が案として作成したものであるため、箕面市独自のものを作成する。

委：収容の期間が刑の確定まで長期に及ぶ場合、その間は生活保護費は支給されないのか。

市：刑の確定は関係なく、勾留されているかどうかで判断する。刑は未確定であっても、自宅に戻って生活に困窮している場合は支給される可能性がある。

委：釈放された際には、勾留されていた本人が再度生活保護を申請する必要があるのか。また、大阪府警から釈放した旨は通知されるのか。

市：釈放された後、再度生活保護を受ける際は本人が申請する必要がある。配偶者がいる場合等は、代理として報告がくる場合も想定される。

なお、釈放された情報は大阪府警から通知されない。

委：被保護者が釈放された後、生活保護を受けずに生活していくことは難しいのではないか。大阪府警から勾留された情報のみ受け、釈放時には関与しないというのではなく、もう少し手厚い制度にできないか。

- 市：現時点でそのような制度にはなっていないが、ケースワーカーが担当地区を巡回する際は、釈放された元被保護者の自宅周辺を通ることもあるため、異変がないか等を意識するようにする。
- 市：そもそも必要ない生活保護費を払ってしまった場合、返金していただく必要があるため、本通知制度は被保護者に過度な負債を与えることを防ぐという目的もある。
- 委：再度、生活保護を申請した場合、遡って生活保護費を受給することはできるのか。
- 市：過去の時点で生活保護を受けられる状態だったことを証明することは難しく、基本的に遡及して生活保護費を支払うことは考えていない。
- 委：釈放されて戻ってきた当日に生活保護を再申請するかは少ないのではないか。生活保護を適切に支給することは大切であるが、生活保護が必要な市民に対して、適切に支援していくことも大切である。大阪府警から被保護者を釈放したという情報をもらうことはできないのか。
- 市：現段階ではそのような制度にはなっていないが、要望していく。
- 委：協定書に盛り込むことは可能か。
- 市：協定書は大阪府が案を作成し、府の主導で他の自治体と統一した内容で締結するため、内容の修正は難しい。
- 委：大阪府警以外の警察から連絡はこないのか。
- 市：本人からの申し出や銀行口座の調査等、捜査上で知り得た情報から箕面市で生活保護を受給していることがわかった場合は、この制度外で連絡がくる可能性はある。しかし、この制度は大阪府警のみである。
- 委：受給状況確認のため生活保護システムを操作して見られる画面に、被保護者のマイナンバーが表示される場合、特定個人情報取扱事務担当者による事務処理が必要である。
- 市：マイナンバーは表示されない。そもそも処理にあたる職員は皆、特定個人情報取扱事務担当者である。

### 【答申】

以下の付帯意見を付記し、妥当であると判断する。

(付帯意見)

大阪府に対し、勾留されていた被保護者が釈放後速やかに必要な行政支援を受けられるよう、釈放された事実についても福祉事務所へ通知するよう要望された。

また、運用に関する取扱要領において規定を設け、大阪府警より通知される個人情報の管理等について適切に実行し、被保護者に対する必要な支援が滞ることのないよう努められたい。

## (2) 特別障害者手当等の支給に関する事務に係る特定個人情報保護評価の再実施

【担当:健康福祉部 障害福祉課】

### 【概要】

行政機関同士が照会や提供を行う情報連携は平成 29 年 11 月 13 日から本格実施されている。情報連携を行うために必要なデータ標準レイアウトは、国が統一的な仕様を定めており、直近では平成 30 年 7 月にデータ標準レイアウトの改版が行われる。

これにより生じる特定個人情報保護評価書（PIA）の変更が、特定個人情報保護評価指針別表「重要な変更の対象である記載項目」のうち「情報提供ネットワークシステムによる情報連携」に該当することから、PIA を再実施し、第三者点検として諮問するものである。

### 【質疑応答】

委：事務のうち、システム入力・印刷・発送は、外部へ委託しないのか。

市：委託しない。職員が行うことになった。

委：このような理由による PIA の再実施は、他の事務でも起こりうるのか。

市：データ標準レイアウトの改版は毎年 7 月に行われるので、変更点が市の業務に関係する場合は PIA の再実施が必要となる。

委：情報連携を行うメリットは。

市：書類添付が不要になり、市民の利便性向上につながる。また、職員にとっても事務の効率化が図れる。

委：外部委託先については直接指示することができないため、どのように個人情報の取扱いについて意識させるかが重要である。

委：委託先において想定されるリスクについては、PIA 策定時、本審議会においても十分議論し、すでに立入調査等の対策を盛り込んでいる。

委：各手当の対象人数は。

市：特別障害者手当約 200 人、障害児福祉手当約 100 人、経過的福祉手当 2 人である。

委：重点-15、16 ページの移転先 1～3 において、「⑥移転方法」として「電子記録媒体（フラッシュメモリを除く）」が対象になっているが、具体的に何か。その使用は情報セキュリティポリシーで使用が認められているか。

市：フロッピーディスクのことである。情報セキュリティ対策基準第 10 条において、情報システム管理者が判断し許可をすることと規定しており、運用上必要と認められ適切に管理された電子記録媒体の使用は問題ない。なお、作業は電子キーで施錠され、限られた職員のみが出入りできる電算室のみで行っている。

委：なぜ電子記録媒体（フロッピーディスク）を使用しているのか。

市：大容量でデータを取り出せないようにしている。

委：重点－22 ページの「5. 特定個人情報の提供・移転」において、フロッピーディスクのリスク対策の記載がない。

市：「その他の措置の内容」欄もしくは「特定個人情報の提供・移転におけるその他のリスク及びリスクに対する措置」欄に対策を追記する。

委：重点－21 ページの「特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びリスクに対する措置」欄の下から 6 行目に、「委託先から任意の様式により消去結果に係る報告書を提出させる」とあるが、ここは市の廃棄方法と同様に、物理的粉砕等も含む記載に修正する方がよいのではないか。

市：実質的な運用としては、本市で物理的に破壊している場合もあるが、現状の取扱いについてはケースバイケースであるため、ご指摘のとおり今後は「消去又は物理的粉砕等の結果に係る報告書を提出すること」と修正する。

#### **【答申】**

別表及び審議中に約束された修正は適切であると思われるため、妥当であると判断する。

## **日程第 2 その他**

次回は平成 30 年 1 月 22 日（月）に開催する。開催する旨は 2 週間前までにメール又は電話で連絡する旨を確認した。